

移植医療の現状と課題 ～患者・家族の意思決定支援とは～

山本 京子

公益財団法人ひろしまドナーバンク 広島県臓器移植コーディネーター

平成22年改正臓器移植法が全面施行され、わが国も諸外国と変わらぬ制度となった。主な改正点としては、

- ①本人の意思が不明でも、家族が書面で承諾すれば提供が可能となった
- ②15歳未満の臓器提供が可能になった
- ③書面による意思表示があれば、親族への優先提供が認められるようになった

などが挙げられる。それに伴い健康保険証、運転免許証の裏面に移植に関する意思を記載する欄が設けられたが、その記入率は決して高いとはいえない。また、諸外国における人口100万人当たりの臓器提供件数を比較してもスペイン34.8、韓国8.4、日本0.9で移植後進国といえる。理由として、宗教観、死生観、保険制度の違い等が挙げられるが、この他に移植先進国では、学校教育の中に移植医療が取り入れられ、終末期の選択肢の一つとして社会に浸透していることが影響していると言われる。一方、現在日本臓器移植ネットワークに登録している移植希望者は13,739人、心臓は412人が登録されており、累計244人に移植されているが、移植待機中に253人の方が亡くなっている。特に小児の心臓移植に関しては、法改正によって門戸は開かれたものの6歳未満の小児からの臓器提供は2件にとどまっており、現実には国内で心臓移植が行える可能性は極めて低く、やむを得ず海外渡航される方が後を絶たないのが現状である。

平成26年11月「救急・集中治療における終末期医療に関するガイドライン～3学会からの提言～」が公表され、そのなかで、医療チームの役割として家族らが患者にとって最善となる意思決定ができ、患者がよりよい最期を迎えるように支援することが重要である。とされ、救急医療現場における終末期医療のあり方について触れられている。移植医療が特別なことではなく、終末期の選択肢のひとつであり、その中で家族が臓器提供を希望された場合には、その“意思決定を支援すること”が我々医療関係者の重要な役割と考える。ドナーとなられる患者の意思を尊重すること、重大な決断をする家族の意思決定を支援すること、そして心の動揺が見受けられる場合には迅速に察知し、家族のケアができる体制を整えることが求められている。また、ドナー側のみならず、長期間待機を余儀なくされているレシピエントにおいても移植手術前の身体的管理だけではなく、手術に関連する種々の不安に対する精神的ケアが必要となる。

移植医療において山積する課題の中で、①移植医療が社会に受け入れられるためには適切な情報発信を行い、社会的な理解を醸成すること。②ドナー、レシピエントそれぞれに関わる医療従事者が移植医療に関する正しい知識を得て、医療機関関係各所が連携した支援体制と整えることがとても重要なことであると考えている。